

第1編

第1部 広がりゆく福祉の担い手たち

第3章 民間サービス

良質のサービスに交付されるシルバーマーク



(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1編

第1部 広がりゆく福祉の担い手たち

第3章 民間サービス

第1節 民間サービス総論

1 民間サービスの重要性

保健医療・福祉サービスに対する需要の増大,高度化,多様化に対しては,今後とも公的施策の一層の充実が必要であるが,高度化,多様化した需要に迅速,適確に responding していくためには,むしろ民間サービスの創意,工夫に委ね,利用者の選択に任せることが適切な場合も多いであろう。また,個々人の選択に委ねることが適当である需要にまで,広く国民に負担を求めて公的に対応していくのは,国民の納得を得られないことになるだろう。公的なサービスは,公平であることや定型的であることが特徴とされているが,国民の多様な需要に応じて選択肢を増やし,保健医療・福祉サービスが厚みを持ったものとなるためには,今後,民間サービスの存在が大きく,また,重要なものになっていくと考えられる。

この点で,例えば,公的サービスとシルバーサービスの関係について,昭和62年12月7日に福祉関係三審議会合同企画分科会は,「公的部門は,基本的には,1)国民の切実なニードに対応するサービスであって,対象者が低所得であるなどの理由により,基本的に民間によるサービスの提供が期待し難いもの,2)国民の切実なニードに対応するサービスであって,広い意味における市場機構を通じての民間サービスの供給が十分でないものを確保提供すべきであり,それ以外の多様なサービスについては,様々な形態の民間部門が積極的に対応していくことが望まれる。なお,公的部門により確保提供されるべきサービスについても,民間部門における創造性,効率性を考慮し,支障のない限り適正な管理の下に民間部門に委託することを考えるべきである。」との意見具申を行っている。

第1編

第1部 広がりゆく福祉の担い手たち

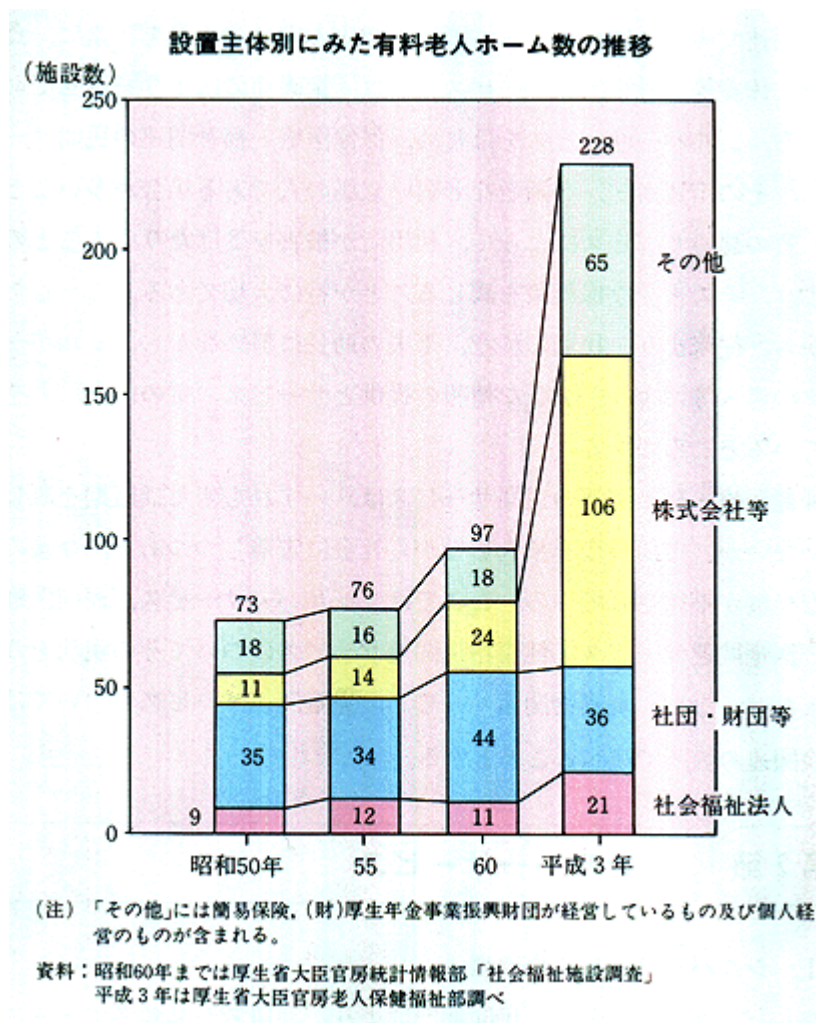
第3章 民間サービス

第1節 民間サービス総論

2 民間サービスの振興

厚生省では、民間サービスの重要性を認識し、在宅介護サービスや有料老人ホームを提供するシルバーサービスをはじめ、フィットネス施設等の健康増進施設の設置、運営等を行う健康増進関連サービス、医療機関の委託を受けて給食サービス等を実施する医療関連サービス等の振興に努めている。

設置主体別にみた有料老人ホーム数の推移



例えば、有料老人ホームについてみると、昭和60年に97施設(入所者6,773人)であったものが、平成3年には、228施設(入所者16,692人)と株式会社立のものを中心に急増し、質的にも、より快適な居住空間を指向するものが増えている。また、医療関連サービスについては、例えば、病院給食の委託により、食事の時間、メニュー、味等の面で改善がみられ、入院患者から喜ばれている例が報告されている。さらに、健康増進関連

サービスについても,国民の健康志向の高まりを背景に,食事,運動,休養等の総合的なサービスへと質,量両面で広がりを見せている。

他方,シルバーサービスをはじめ,保健医療・福祉関連の民間サービスは,その消費者が,高齢者など弱い立場の人である場合が多いことから,質の悪いサービスによって,利用者が被害を受けたりすることのないよう,その十分な保護策を講じることが特に大切である。こうした視点から,従来より,民間の創意,工夫の助長に努めながら,シルバーマークの導入等により,公正な情報の提供とサービスの質の向上に力を入れているところである。

保健医療・福祉関連の民間サービスは,いずれも未だ揺籃期を脱してはいないが,市場規模を拡大しながら社会に定着しつつあり,今後の健全な発展が期待されている。ここでは,シルバーサービス,民間医療保険,医療関連サービス,健康増進関連サービスについてその現状をみていきたい。なお,廃棄物関連サービス,児童関連サービスについては,別途関連の箇所ですべて述べることにする。

第1編

第1部 広がりゆく福祉の担い手たち

第3章 民間サービス

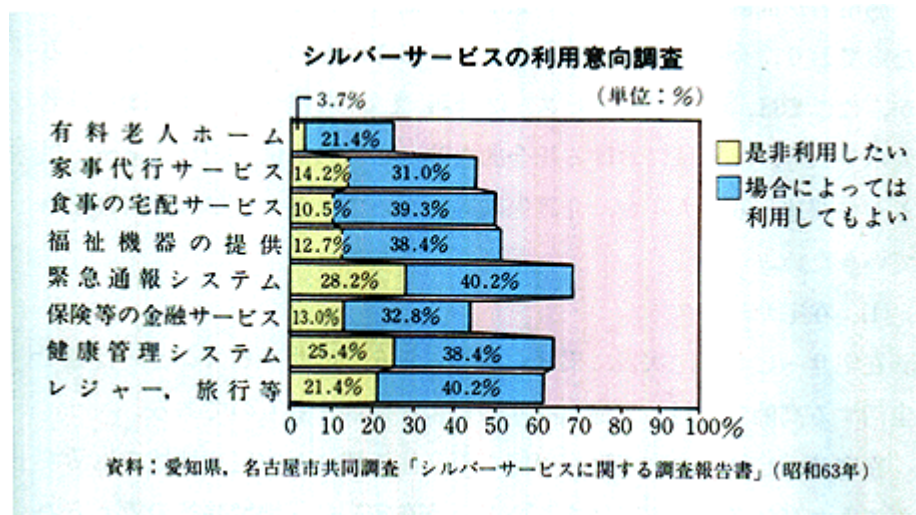
第2節 シルバーサービス

1 シルバーサービスの登場

シルバーサービスとは、民間部門により、利用者が高齢者であることを意識して、提供されるサービス及び商品である。高齢者数の増加、その生活水準の向上、価値観の多様化など高齢者をめぐる状況の変化を背景に、シルバーサービスの市場は着実に拡大している。また、公的年金制度の成熟などにより、フロー面の所得水準が上昇しているほか、ストック面でも高齢者夫婦世帯の平均貯蓄額が2,000万円に達するなど高齢者の購買力は向上しており、シルバーサービスの購入意欲は、ますます高まってくることが予想される。

シルバーサービスの利用意向を愛知県の例でみると、サービスの種類によってかなりのばらつきはあるものの、有料老人ホームについては4人に1人が、在宅サービスや福祉機器のレンタルについてはほぼ2人に1人が、緊急通報サービスについては3人に2人以上が利用してもよいと考えている。シルバーサービスに関する情報が十分に提供され、利用者の理解が進めば、利用の意向がさらに高まることも予想される。

シルバーサービスの利用意向調査



シルバーサービスの市場規模を把握するのは困難であるが、参考までに、全国消費実態調査の高齢夫婦(夫65歳以上、妻60歳以上)のみの世帯の世帯員1人当たり平均消費支出額(月額107,766円)をベースにシルバー層(60歳以上)の消費総額を単純に試算してみると、平成元年で約27兆円となる。また、今後、1人当たり消費額が過去5年間の年平均増加率(4.35%)と同率で増加すると仮定し、高齢者数の増加を見込めば、その額は、平成12(2000)年には約60兆円に達することとなる。

このように、今後高齢化が進めば、シルバーサービスの市場規模もさらに大きなものになることが予想される。厚生省では、今後の高齢社会をより豊かで懐の深いものにするためには、シルバーサービスが国民に信頼されるものとして発展することが重要であると認識しており、シルバーサービスの健全な振興のため、平成3年7月に老人福祉振興課を新設したところである。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1編

第1部 広がりゆく福祉の担い手たち

第3章 民間サービス

第2節 シルバーサービス

2 シルバーサービスの現状

利用者が高齢者であることを意識して提供されるサービスは多岐にわたっており、今後、一層バラエティーに富んだものとなると予想されるが、ここでは、(1)在宅サービス、(2)介護機器関連サービス、(3)有料老人ホーム等、(4)地域における総合的なサービスの提供、(5)レジャー・生きがい関連、(6)個人年金、介護保険等について、各サービスの内容をみていきたい。

(1) 在宅サービス

在宅サービスは、次表に掲げられている6つのサービスなど、自宅で生活する高齢者に対して様々なサービスを提供するものである。

在宅サービスについては、可能な限り住み慣れた家庭や地域で生活することが高齢者にとって望ましいという在宅福祉、地域福祉の考え方の定着に伴い、その需要が、ますます拡大、多様化していくことが予想されている。また、既にいくつかの地域で、医療機関と連携して事業を展開したり、複数の事業者がそれぞれのノウハウを提供しあって先駆的な事業に取り組んでいる例もみられる。在宅サービスの利用者は、いうまでもなく在宅の高齢者であるが、かなりの利用者が公的サービスと組み合わせて、シルバーサービスを利用している。

在宅サービスの内容と料金システムの例

在宅サービスの内容と料金システムの例

サービスの種類	サービスの内容	料金システムの例
在宅介護サービス	高齢者宅を訪問し、介護、家事援助を行うサービス	1時間当たり、1,000～2,000円が一般的(入会金が必要な場合あり)
在宅医療支援サービス	在宅医療機器のレンタル等のサービス	酸素供給装置の場合、レンタル料は、月額4～5万円程度が一般的
在宅入浴サービス	移動入浴車が訪問し、浴槽を運び入れ、入浴の世話をするサービス	1回当たり、12,000～15,000円程度が一般的
緊急通報サービス	緊急時に発信装置を押すと、各家庭に置いた端末機からサービスステーションに信号が発せられ、サービス員が駆けつけるというシステムが一般的	システムにより幅があるが、緊急通報のみの場合は、3,000円程度が普通
給食サービス	給食の宅配を行うサービス	朝食と夕食のセット料金で、1食当たり500～1,200円程度が一般的
移送サービス	通院、入退院時等の移動を援助するサービス	時間、距離等によるが、30分3,000円程度が基本料金

資料：厚生省調べ

在宅介護サービス及び在宅入浴サービスについては、行政指導における指針である「民間事業者による在宅介護サービス及び入浴サービスのガイドラインについて」が示されている。(社)シルバーサービス振興会がそれを具体化した形で従事職員の研修をはじめとする認定基準を作成し、シルバーマーク制度を実施している。これによって、利用者の適切な選択が容易になるだけでなく、事業者のサービスの向上も促進されている。平成3年末現在、在宅介護サービスについては17事業者が、在宅入浴サービスについては31事業者が、それぞれ認定を受けている。

公的サービスにおいても、高齢者保健福祉推進十か年戦略の推進による在宅サービスの大幅な拡充が打ち出されているが、民間の在宅サービスを健全に育成するためには、公的サービスの役割を明らかにし、事業者が事業展開についてある程度の見通しを持てるようにすることが重要である。また、民間事業者が市町村からの委託を受けて公的サービスを提供する場合が、入浴サービスを中心に増えてきているが、今後とも優良事業者への委託を進めることにより、効率的なサービスの提供と事業者の長期的な育成に努めていくべきであろう。その場合、平成5年4月より、老人保健福祉計画に基づき一元的にサービスを提供することになる市町村と十分に連携をとり、福祉サービスの担い手の1人としての役割を果たせるようにしていくことが、行政と事業者の双方に求められている。

在宅入浴サービス

在宅入浴サービス



運送会社との提携による食事宅配サービス

東京都内のA社では、昭和62年から、運送会社B社と提携して、高齢者向けの食事宅配サービスを実施している。

現在、都内9区4市の1,200名を対象に、朝夕の2食を1セットにして、毎日午後4時から7時30分の間が高齢者に食事を直接手渡しするサービスを実施しており、衛生管理、献立、栄養のバランスなどの面で高齢者に配慮したサービスの提供に努めている。また、限られた時間帯に多くの世帯に能率よく配達するため、サービスのうち宅配の部分に専門の事業者である運送会社B社と提携して実施している。B社では、1)配達サービスを道路に詳しいベテラン社員にあたらせる、2)配達地域周辺の交通事情を把握し、夕方混雑する幹線道路を避けて裏道を活用するなどにより定刻配達に努めている。

また、配達先で、利用者の健康状態等に異常が発見された場合には、直ちに近所に連絡するなどの対応ができるよう、平素から社員教育を徹底している。このほか、食事は高齢者が最も楽しみとする日課の1つであることから、配達に際しては必ず声をかけ、利用者の誕生日に花束をプレゼントするなど心のこもったサービスに努めている。

(2) 介護機器関連サービス

介護機器関連サービスとは、介護機器や用品の提供に関する事業をいう。ここでいう介護機器には、寝たきり老人等の日常生活を便利または容易にする機器、治療訓練のための機器、喪失した機能を代替する機器、能力開発を行う機器などの種類があるが、具体的には、車いす、昇降機、入浴機器、ベッド等を指す。介護機器や用品の提供は、比較的古くから行われているが、レンタルサービスが始められたのは、10年程前のことである。

事業者は、全国規模で展開している大手企業と、地域で展開している中小企業の両者があり、他の機器等の製造及び販売との兼業も多く、先駆的な機器も開発されている。

レンタル料金システムは、機器の種類及び期間によって大きく異なるが、1か月当たりの料金の一例は、次のとおりである。

介護機器、用品レンタル料金の例(1か月当たり)

介護機器、用品レンタル料金の例(1か月当たり)

機器、用品の種類	料金の例
療養ベッド(電動式)	7,000~20,000円
(手動式)	5,500~9,000円程度
車いす(標準式)	15,000円程度
歩行機	3,000円程度
ポータブルトイレ	2,000円程度

資料：厚生省調べ

介護機器のレンタルサービスについても、厚生省から、機器選定に当たって専門的な相談に応じる職員を配置することなどを内容とするガイドラインが示されており、それに基づき(社)シルバーサービス振興会がシルバーマーク制度を実施している。平成3年末現在、マークを付与されているのは51事業者である。介護機器の開発、普及は、高齢者の寝たきりを防ぎ、自立した生活を確保するとともに、介護者の負担を軽減する上で重要な意味を持つものである。このため、平成3年9月に成立した老人福祉法及び老人保健法の改正において、介護機器の研究、開発に向けて国が努力する旨の規定が盛り込まれたところである。平成3年10月及び12月には、利用者、メーカー学識経験者等からなる「高齢者福祉施設における介護機器開発研究委員会」及び「高齢者在宅介護機器開発研究委員会」が発足し、利用者の要望を把握しながら、委員会が対象として選定した介護機器の開発を担当するプロジェクトチームに対し、(社)シルバーサービス振興会等を通じて助成を行うこととしている。これらのプロジェクトを通じて、利用者の需要に適切に応えた介護機器の研究及び開発に重点的に取り組んでいくこととしている。また、高齢者保健福祉推進十か年戦略において、平成11年度までに1万か所整備することとしている在宅介護支援センターに介護機器の展示コーナーを設け、個別、専門的な相談に応じることとしている。今後は、利用者一人一人の状態や要望を適切に把握し、必要な機器の選定の助言や使用方法の説明を行うことのできる人材を育成することが重要な課題となつてこよう。

介護ショップの事業展開

一般の消費者が、福祉機器や介護用品を直接購入したり、レンタルしたりできる介護ショップが、最近の在宅介護の需要の高まりとともに全国に増加してきている。介護ショップの商品としては、電動ベッドなどの寝具関係、紙おむつなどの衛生関係、車いすなどの移動具関係、階段昇降機などの住宅関係、ポータブルトイレなどの排泄関係が主なものである。

シルバーサービスに関する民間の情報紙が、平成3年9月に、全国の介護ショップ406店(本業が薬局や医療機器販売店でも10平方メートル以上の専用スペースを持ち、一般消費者が買うことができる店を含む。)を対象に実施したアンケート調査(回答数230)によれば、

- 1) 昨年1年間の総売上げについては、「1億円以上」が22.2%と最も多く、次いで「3,000万円以上5,000万円未満」の18.7%、「1,000万円未満」の15.2%、「5,000万円以上7,000万円未満」の10.4%となっており、一昨年に比べて売上げが伸びたと答えた店が82%に上っている。
- 2) 各店における第一位の販売先としては、「一般家庭」と答えた店が52.1%と最も多く、「老人福祉施設」が16.5%、「自治体」が13.9%、「病院(入院患者を含む。)」が10.9%で続いている。

(出典)：「シルバー新報編集部」(環境公害新聞社)全国介護ショップアンケート調査報告

介護ショップの店内

介護ショップの店内



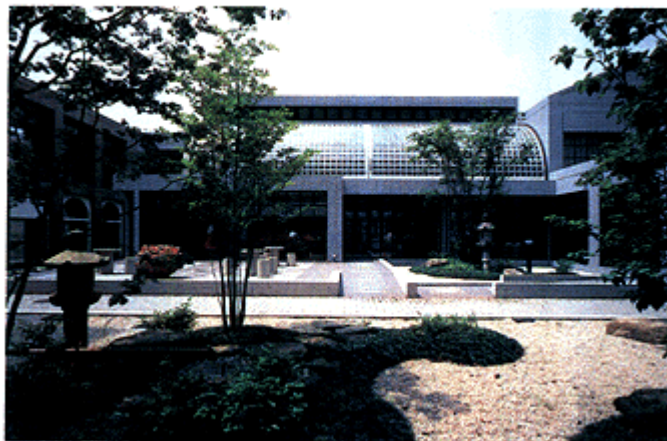
(3) 有料老人ホーム等

ア 有料老人ホーム

1) 有料老人ホームの現状

有料老人ホームは、高齢者に住宅の機能と併せて食事、健康管理、余暇活動さらに多くの場合は、終身の介護サービスをも提供する施設である。有料老人ホームの定義は、法律上5常時10人以上の老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設であって老人福祉施設でないもの(老人福祉法第29条)とされているが、最近の有料老人ホームには、高齢者の需要の高度化と多様化を背景に、高級ホテルと見間違えるほど規模が大きく、設備も充実し、「ケア付シルバーマンション」といったイメージがふさわしいものも少なくない。設置に当たっては、事前の届出が義務付けられているが、特別養護老人ホームなどの公的福祉施設とは異なり、入居するかどうかは、施設経営者と入居者の自由契約で決められる全くの民間施設である。

シルバーマーク第1号背低の有料老人ホーム(市川市)



有料老人ホームには、賃貸型のものもあるが、ほとんどは、入居一時金を支払い、専用居室及び共有部分についての終身の利用権を取得するタイプのものである。また、老人福祉法上の有料老人ホームではないが、専用居室の権利が区分所有権として登記される分譲型の施設もある。

有料老人ホームの施設数は、昭和60年の97施設から、平成3年には228施設へと大幅に増加している。設置主体別にみると、従来は、社会福祉法人立など非営利のものが主体であったが、近年、株式会社立のものが急増しており、特に、生命保険、損害保険、建設等の大手企業の参入が注目されている。有料老人ホームには、平成3年7月現在、16,692人が入居している。

料金システムについては、終身利用権型の場合、入居時の一時金のほか月々の管理費と食費に相当する月額利用料が必要になる。金額は、施設によりばらつきがあるが、入居一時金については、1人入居の場合2,300万円、2人入居の場合3,000万円、月額利用料については、1人入居の場合12万5,000円、2人入居の場合21万1,000円がそれぞれ平均になっている(平成2年10月現在、厚生省調べ)。

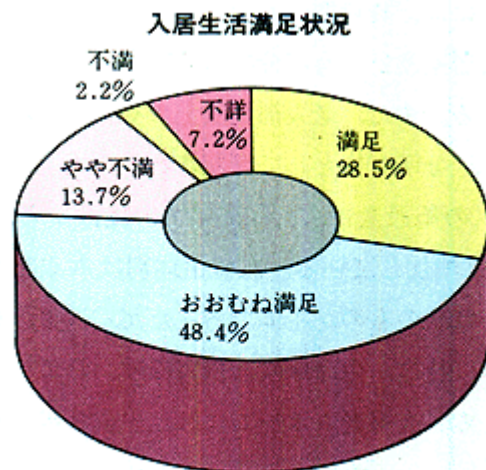
2) 有料老人ホーム入居者の状況

平成元年3月の厚生省「有料老人ホーム入居者実態調査」により、有料老人ホーム入居者の状況をみてみたい。入居者の性別では女性が約7割を占めており、年齢階級別では75～79歳が24.3%で最も多く、約6割が75歳以上の後期高齢者である。配偶者同伴の入居者は3割に満たず、単身者が多い。

有料老人ホームに入居した主な理由は、「病気になったときなどの不安を解消したかったから」が56.4%と半数を超え、「子供と同居していたが、各々独立して生活したかったから」とする者も約1割いる。

入居生活全般については、28.5%の入居者が「満足している」、48.4%の入居者が「概ね満足している」と答えており、約8割の人がほぼ満足している状況にある。

入居生活満足状況



資料：厚生省大臣官房老人保健福祉部
「有料老人ホーム入居者実態調査」(平成元年3月)

入居時の費用の調達については、「不動産売却金」が38.6%で最も多く、「預貯金」が34.0%で続き、「子供等からの援助」は、4.1%にすぎない。また、57.1%が他の都道府県からの入居者で、遠方からの入居も多く施設の選定基準では、「経営が堅実で、理事長又は法人も信用できるから」とするものが最も多い。

3) 有料老人ホームの健全育成

有料老人ホームは、入居時に多額の一時金を支払い、長期間にわたり居住する施設であることから、継続的かつ安定的な経営が他の事業と比べて特に強く求められる。このため、有料老人ホームの設置前の計画段階で十分な行政指導ができるよう、平成2年6月に、事前届出制の導入等を内容とする老人福祉法の改正が行われ、平成3年4月から施行された。また、これに併せて有料老人ホームに対する行政指導のガイドラインである「有料老人ホーム設置運営指導指針」を改正し、経営面(開設後、30年間の事業計画の策定等)、介護情報面(介護サービスの内容について入居契約書、パンフレット等における表示等)及び契約面(体験入居制度の創設や入居金の支払い方法のルール化等)でそれぞれ内容を充実させた。さらに、地価が高騰した大都市圏でも開設されるように、長期安定的な契約が結ばれている場合には、借地、借家での有料老人ホームの設置を認めることとした。

また、指導指針の見直しを受けて、シルバーマーク制度が実施された。これは、(社)シルバーサービス振興会が、構造設備、職員の配置、研修、経営のあり方等について詳細な基準を設け、それに適合すると認定した有料老人ホームに対してシルバーマークを付与することによって、消費者の適切な選択を容易にし、併せてサービスの向上を目指したものである。平成3年9月に第1回、12月に第2回の認定が行われ、6件の有料老人ホームがマークを付与された。

さらに、(社)有料老人ホーム協会に有料老人ホーム入居者基金を創設し、ホームの倒産など万一の場合の金銭保証等を実施することとした。有料老人ホームについては、倒産等の事態が絶対にあってはならず、そうした事態を未然に防ぐことが基本であるが、この制度は、万一の場合の保全措置として設けられたものである。

このような取組みにより、有料老人ホームを健全に育成するための制度的枠組みは整備されたところである。有料老人ホームについては、社会的に関心が高い事項である長期安定的な経営の確保、介護の保障(財源が確保され、必要に応じて、適切な介護が受けられること)及びサービスに関連するトラブル(宣伝、広告と実際のサービスとの乖離によるもの等)の防止を中心とした施策を実施してきており、今後とも徹底していくこととしている。

イ 高齢者に配慮した住まいづくり

高齢者の在宅福祉を進める上で、高齢者の生活パターンに配慮した住まいの整備が重要であり、住宅メーカーにより開発が進められ、商品化されている。いわゆる2世帯住宅、3世代住宅についても大都市圏での地

価高騰に伴う住宅事情の悪化等を背景に需要が高まっている。また、ホームエレベーター、階段昇降機等の設備や、段差の平坦化、手摺り、トランスファースシステムの設置等のリフォームサービスも提供されている。

厚生省も高齢者の居住環境を改善するため、建設省との連携によるシルバーハウジングプロジェクトや新築、改良に対する年金福祉事業団の割増融資を実施しているほか、各都道府県において高齢者総合相談センター等により、高齢者のための住宅の増改築について相談を受ける体制が整備されている。

(4) 地域における総合的なサービスの提供(まちづくりの推進)

高齢となって身体機能が低下した場合であっても、住み慣れた地域で安心して生活していくためには、高齢者に対して、保健医療・福祉サービスが総合的に提供されることが望ましい。近年、高齢者の保健医療・福祉サービスに対する需要が高度化、多様化する中で、こうした観点から、住宅や病院、老人ホーム等が個々に整備されるだけでなく、地域環境が面的に整備されることにより、高度、多様な保健医療・福祉サービスが総合的に利用できるようになることを求める声が高まってきている。

こうした需要に適確に対応し、民間事業者の創意と工夫を活かしたまちづくりが進められるよう、厚生省では、平成元年6月に成立した「民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律」に基づき、民間事業者が公的保健福祉サービスとの連携の下に、有料老人ホーム、疾病予防運動センター、高齢者総合福祉センター及び在宅介護サービスセンターを一体的に整備する場合には、税制上の優遇措置や無利子融資等を行うことにより、その整備を支援している。

このような総合的施設の整備により、有料老人ホームの入所者はもちろん、地域で生活する高齢者も食事や介護など日常生活上必要なサービスを受けながら、併せてリハビリテーション、生きがい、レクリエーションなどに関するサービスを総合的に利用することが可能になる。平成2年10月には、奈良県河合町の「奈良ニッセイエデンの園」事業の整備計画が、この法律に基づく第1号の厚生大臣認定を受け、平成4年春のオープンに向け、現在工事が進められている。

また、近年、高齢者に配慮したまちづくりに積極的に取り組む地方公共団体も多くなってきている。厚生省では、このような地方公共団体によるまちづくりの基本計画策定費に対して平成元年度から補助を行っており、平成3年度までに60か所の市町村において計画づくりが行われている。平成2年4月には、(社)シルバーサービス振興会に健康長寿のまちづくり推進センターが設けられ、地方公共団体による計画の作成を支援している。

地域に値ざしたコミュニティー「奈良ニッセイエデンの園」

歴史のふるさと・奈良県の大和平野に位置する河合町で健康長寿のまちづくりが急ピッチで進んでいる。平成4年4月にオープンする「奈良ニッセイエデンの園」は、入居者に保健医療・福祉サービスを総合的に提供し、地域にも開かれた施設として、「民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律」に基づき厚生大臣が認定した第1号の施設である。

施設は、疾病予防運動センター、高齢者総合福祉センター、在宅介護サービスセンター、有料老人ホーム、老人保健施設の5つで構成されている。中核となる有料老人ホームは、362の居室と29の介護室を備えており、居室は全部で11のタイプがある。これらの居室は、すでに8割以上が契約済みである。

高齢者の入居にとって最大の関心事項である医療については、施設内に入院可能な診療所が併設されている。その他の施設も近代的な設備を備えており、地域の住民も利用が可能である。地域に根ざしたひとつのコミュニティーとして「奈良ニッセイエデンの園」の完成に大きな期待が寄せられている。



(5) レジャー・生きがい関連

経済的,時間的,精神的なゆとりを得た高齢者層の関心は,健康,余暇といった方面に向かうことになるが,こうした需要に応えるのが,レジャー・生きがい関連のサービスである。具体的な商品,サービスとしては,旅行サービス,カルチャーサービス,健康運動関連サービス等があげられる。こうしたサービスが,高齢者の趣味,嗜好に合わせて提供されれば,高齢者の生活は,豊かで生きがいのあるものになるだろう。

(6) 個人年金,介護保険等

公的年金の老齢年金受給権者数が,1,500万人を超え,年金額も厚生年金のモデル年金で月額20万6,050円(平成3年度)となるなど,公的年金は,老後生活の支柱となる所得保障として着実に機能しているが,高齢者の多様な需要に応え,高齢者がより豊かに生活できるようにするためには,公的年金,企業年金に加え,個人年金の果たす役割も重要である。また,寝たきりや痴呆等により要介護状態になったときに備える介護保険や高齢者の資産状況に着目した不動産活用型のサービスに対する関心も高まっている。高齢者向けの金融・保険商品は,豊かな老後生活を送りたいと願う人々の計画的な生活設計に有益であり,高齢者の需要やその資産,所得状況に合わせた商品開発に対する期待が大きい。

ア 個人年金

個人年金は,個人が各々の生活設計に基づいて必要と考える所得の水準を求めて自助努力により準備するものであり,老後のための貯蓄的性格を持つものの1つと考えられる。公的年金が,世代間扶養の仕組みの下に,完全自動物価スライド制により年金額の実質価値を維持しつつ,財政再計算期ごとに国民の生活水準の向上等に応じて年金額を改定し,老後生活の支柱となるに足る年金を終身で支給するものであるのに対し,個人年金は,高齢者の多様な需要に応え,より豊かな老後生活を実現するための手段として補完的な役割を果たすものである。

個人年金には,簡易保険や生命保険会社の個人年金保険,普通銀行の年金型預金,信託銀行の個人年金信託,証券会社の証券型年金,農業協同組合,生活協同組合の年金共済,財形年金など多くの種類があり,給付期間,給付額,積立て方法等内容も多様である。個人年金は,早いものは,昭和30年代以前から商品化されていたが,その後も多彩な商品が登場し,例えば生命保険会社の個人年金保険をみても昭和50年代後半以降著しく普及が進んでいる。これは,今後の高齢社会においてより豊かな老後生活を送るためには,公的年金,企業年金に加え,個人の自助努力による上乗せが大切であるという認識が広がっていることを反映したものと考えられ,今後とも国民の需要に応えるため,個人年金の育成,普及が期待されている。

介護保険の普及状況の推移

介護保険の普及状況の推移

		昭和61年度	62年度	63年度	平成元年度	2年度
介護保険 (生命保険)	保有契約 件数	5.0万件	11.6万件	19.2万件	25.5万件	32.7万件
	保有契約 金額	1,468億円	3,176億円	5,158億円	6,801億円	8,702億円
介護費用保険 (損害保険)	保有契約 件数	—	—	—	43.7万件	90.4万件
	取 入 保 険 料	—	—	—	545億円	1,128億円

(注) 1. 介護保険(生命保険会社分)及び介護費用保険の数値は、全社(内国+外資)の統計。
2. 介護保険(生命保険)の63年度以降の数値は、簡易保険の数値を含む。
3. 介護費用保険の平成2年度の収入保険料は、積立介護費用保険の収入保険料を含む。
資料: ①生命保険協会, ②郵政省簡易保険局, ③日本損害保険協会調べ。

イ 介護保険

寝たきり、痴呆といった介護需要に対しては、生命保険会社等から介護保険が、損害保険会社から介護費用保険がそれぞれ商品化されている。

生命保険会社等の介護保険は、介護が必要な状態となった場合に、定額の介護給付金を、また、介護を要する状態にならなかった場合に、死亡給付金や健康祝金を支払うものである。

損害保険会社の介護費用保険は、介護が必要な状態となった場合に、1)医療機関や老人保健施設等に対して、一部負担金等として支払った費用2)介護の形態(在宅、入院及び施設入所)に応じた介護諸費用(具体的には、介護諸費用保険金月額的一定割合)、3)介護機器の購入、住宅の改造に支払った費用に対して保険金を支払うものである。

介護需要に対する関心が高まる中、こうした介護保険は着実に普及してきている。

また、介護保険に関連して各保険会社は、加入者の会員組織を設置し、介護相談や介護サービス事業者の紹介・斡旋、介護従事者に対するセミナーの開催等のサービスを行っている。介護保険の普及は、在宅介護サービス等の利用を可能にするための条件を整備するものとして期待されている。また、今後は、保険金だけでなく、在宅介護サービスそのものを給付するような新しいタイプの商品の開発も期待されている。

ウ 不動産活用型サービス

1) 福祉社によるもの

不動産活用型の福祉サービスは、(財)武蔵野市福祉社によるものが我が国で初めてのものである。(財)武蔵野市福祉社は、有償ボランティアによるきめ細かな在宅福祉サービスを行っているが、併せて、土地等の不動産を持っているものの、サービスの利用料を支払うことが困難な場合等のために、その不動産を担保にした福祉資金の貸付けを実施している。

(財)武蔵野市福祉社の場合、市から貸付原資を得て、事業を行っているが、(財)世田谷ふれあい公社が行う「世田谷シルバー資金融資制度」は、提携している金融機関から老後の福祉資金を融資する点で(財)武蔵野市福祉社と異なっている。

損害保険各社による介護サービス関連事業

平成元年から一斉に介護費用保険の発売を開始した損害保険各社では、保険の販売だけではなく、介護マンパワーの確保等、介護費用保険給付の前提となる在宅サービス等の供給体制の確保や、顧客に対する関連情報の提供等のサービスのため、各種の事業を開始している。

A社では、平成2年10月に子会社を設立し、介護費用保険の契約者及びその家族を対象に、介護、健康、医療等についての面接相談、シルバーサービス事業者の紹介等を行っている。また同社のスタッフである保健婦が、これまで全国45か所で、契約者や地域住民を対象に介護に関するセミナーを開催している。さらに平成3年9月から介護従事者を対象にした本格的な介護研修(シルバーマーク認定のためのサービス従事者研修機関として(社)シルバーサービス振興会から指定)を開始したほか、一日介護教室の開催により介護方法の普及にも努めている。

B社でも、平成3年4月に同様の子会社を設立し、契約者とその家族を対象に、全国4か所で介護に関する生活相談を受け、行政の福祉サービスについての情報提供や民間在宅サービス事業者の紹介、介護セミナーの開催など在宅介護に関する支援を中心とした総合的なサービスを展開している。このほか有料老人ホームについて、設立予定事業者を対象にしたセミナーの開催や、運営等のコンサルティングサービスも実施している。

また、C社では、平成2年9月から、保健婦、看護婦、助産婦や管理栄養士等からなる7名の専門家(ヘルスアドバイザー)と10名の顧問医師が電話相談に応じる「健康・医療ホットライン」(フリーダイヤル)を開設した。これまでに3,200件の相談を受け付けており、内容的には、健康や在宅介護などについての相談が寄せられている。専門的な相談が必要な場合には、顧問医師との相談予約のサービスも行っている。

2) 信託銀行によるもの

昭和59年以降、信託銀行が高齢者の不動産を活用した融資制度を実施している。

これは、利用者が信託銀行に不動産を信託し、その信託受益権を取得するのに対し、信託銀行は、その信託受益権を担保に利用者に融資を行うものである。このような不動産信託には、高齢者の貴重な財産を保全しつつ、使途が自由な資金を確保できるという利点がある。

第1編

第1部 広がりゆく福祉の担い手たち

第3章 民間サービス

第2節 シルバーサービス

3 行政の対応と今後の展望

(1) 老人福祉振興課の新設

今後の高齢社会において、国民の高度、多様な需要に応えて選択肢を増やし、保健医療・福祉サービスが厚みを持って提供されるためには、民間の創造性、効率性を活かしたシルバーサービスの健全な発展が必要であり、厚生省では老人福祉振興課を設置(平成3年7月)し、シルバーサービスを振興している。

また、シルバーサービスの振興に当たっては、その利用者が高齢者であることから、質の悪いサービスによって、被害を受けたりすることがないようにその十分な保護策を講じることが重要である。厚生省では、(社)シルバーサービス振興会と連携をとり、サービスの質の向上と国民の信頼確保に努めながら、民間の創意、工夫を伸ばす方向で、シルバーサービスの健全育成を推進している。今後とも、高齢社会においてますます高度化、多様化する需要に応えるサービスの担い手として、安定した経営を行う事業者の育成に努めていく必要がある。

(2) (社)シルバーサービス振興会

(社)シルバーサービス振興会は、シルバーサービスを提供しようとする我が国の企業等が参加して、シルバーサービスの質の向上とその健全な発展を期すために昭和62年3月に設立された厚生省の外郭団体であり、平成3年10月現在、有料老人ホーム、在宅ケアサービス、介護機器関係、金融関係などの一部上場企業等208の会社と団体が加入している。

振興会では、まず昭和63年5月、シルバーサービスに対する信頼を確保し、その健全な発展のため、民間事業者として守るべき基本事項を「倫理綱領」として定めた。

(社)シルバーサービス振興会倫理綱領

(理念)

会員は、高齢者の心身の特性を踏まえ、多様多層なニーズに応える利用者本位のシルバーサービスを開発・提供し、高齢者のより豊かで充実した生活の実現を図ることを通じて、活力ある高齢社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(社会の信頼の確保)

会員は、シルバーサービスが高齢者を対象として提供され、高齢者の生活の基幹に深いかわりを持つものであることに鑑み、その果たす重要な役割を自覚し、高い倫理的自覚のもとに常に社会の信頼を得られるよう努めなければならない。

(教育・資質の向上)

会員は、所属員に対する教育・訓練の徹底を期し、常にその資質の向上を図り、特に高齢者の心身の特性についての理解を深め、高齢者本位の対応ができるよう、その徹底に努めなければならない。

会員は、高齢者がシルバーサービスを受ける場合、その選択を誤ることのないよう、高齢者の心身の特性を踏まえ、公正真実な情報を提供するとともに適正な表示を行わなければならない。

(法令・基準の遵守)

会員は、関係諸法令・通知を遵守するとともに、本会において別に基準を定めたシルバーサービスを提供する場合には、当該基準を遵守しなければならない。

(苦情の処理)

会員は、シルバーサービスの提供に関し、苦情処理体制を確立し、苦情の適切かつ迅速な処理を行うとともに、その再発防止並びに改善に最善の努力を払わねばならない。

(禁止事項)

会員は、シルバーサービスの提供に関して次の行為をしてはならない。

1. 業務に関して知り得た高齢者並びにその家族の秘密を漏らす行為
2. 高齢者の不利益となる行為
3. 本会会員である同業他社、他団体又はその提供するシルバーサービスを不当に中傷、誹謗する行為
4. 詐術、欺瞞的行為
5. その他前各号に準ずる反倫理的・反社会的行為

(所属員及び系列下の指導)

会員は、その所属員に対し前各項の趣旨の徹底を図るほか、系列下の事業者に対して、等しく遵守させるよう努めなければならない。

また、前述のように、厚生省のガイドラインを受けて、在宅介護サービス、在宅入浴サービス(平成元年7月)、福祉機器・介護用品レンタルサービス(平成2年7月)及び有料老人ホーム(平成3年7月)についてそれぞれシルバーマーク制度を実施しており、今後も緊急通報、移送及び在宅給食サービスについて逐次実施していくこととしている。

シルバーマークの認定状況

シルバーサービスの分野	認定事業者数
在宅介護サービス	17
在宅入浴サービス	31
福祉機器・介護用品レンタルサービス	51
有料老人ホーム	6

(資料)：財団法人シルバーサービス振興会調べ

振興会の活動は、このほか、シルバーサービスに関する調査研究事業、消費者や事業者に対する情報提供事業、行政機関その他関係団体との連絡・調整、国際交流など多岐にわたっており、都道府県の協力を得て、都道府県域を単位とする地方版の振興組織の設置にも努力している(大阪府の地域福祉推進財団をはじめ、これまでに12府県で組織化)。

(3) 今後の展望

保健医療・福祉サービスに関する高齢者の需要は、今後ますます高度化、多様化していくことが予想され、それに伴い、シルバーサービスも着実に発展していくであろう。

シルバーサービスは、近年ようやく本格的な取組みが始まった分野であり、事業者自身まだ手探りの状態であろうし、市場もこれから成長していくという段階である。民間事業者のシルバーサービスへの参入意欲は強く、(社)シルバーサービス振興会の調査によればその動機としては「民間企業としての使命感」、「今後の市場拡大を予想して」といったものが多い。

ますます高度化、多様化する高齢者の需要に適確に対応していくためには、公的施策を一層充実させながら、民間の有する創造性、効率性を活用した多様なシルバーサービスの提供を推進することが不可欠である。そのためには、市場の拡大と、安定した経営基盤の確立が重要であるが、同時に、サービスの質の向上、公的サービスの役割の明確化、マンパワーの確保、効果的なPRや利用者の把握等のマーケティング活動、シルバーサービスに対する理解の一層の促進など、今後の課題も少なくない。また、シルバーサービスの展開に当たっては、公的サービスと同様、保健医療、福祉の密接な連携による総合的なサービスの提供を行うことが重要である。

第1編

第1部 広がりゆく福祉の担い手たち

第3章 民間サービス

第3節 民間医療保険

1 民町医療保健に対する需要の高まり

我が国には、すべての国民が必要にして良質な医療サービスを受けられるよう公的な医療保険制度が整備されている。

一方で、民間医療保険においては、国民の医療に対する需要の変化に対応して、個々人の選択に委ねることが適当だと考えられるいわゆるアメニティ部分を中心に、様々な商品の開発が行われている。

第1編

第1部 広がりゆく福祉の担い手たち

第3章 民間サービス

第3節 民間医療保険

2 民町医療保険の内容

民間医療保険として従来から商品化されていたのは、ア.生命保険においては、主契約である死亡保障に附帯される入院、手術保障の特約型と医療保障を主契約としたがん保険等の単独型、イ.損害保険においては、障害事故を対象に、入院、通院保険金を支払う傷害保険であった(民間医療保険のほか、簡易保険の傷害特約、疾病傷害特約がある。)

これらのタイプの民間医療保険は、公的医療保険の給付内容とかかわりなく、入院、通院1日ごとに定額給付を行うという仕組みになっており、公的医療保険との調和がとられたものではなかった。

なお、これらの民間医療保険等については、生命保険の入院保障特約が20日以上継続入院に対してのみ初日から保険金を支払う方式をとっていた例が多く、入院日数が20日に偏るといった弊害がみられたため、昭和62年から新規の契約については、免責日数が設けられたところである。

これに対し、昭和61年4月より生命保険会社、損害保険会社から同時に、新しいタイプの民間医療保険が医療保障保険、医療費用保険としてそれぞれ登場した。このタイプの民間医療保険は、生命保険が定額給付、損害保険が実損補てんと支払い方式に差はあるものの、いずれも公的医療保険の一部負担金を補てんし、さらに室料差額、付添看護料等の保険外費用を給付の対象としたものであり、公的医療保険を補完する形で、医療需要の高度化、多様化に対応しているのが特徴である。

第1編

第1部 広がりゆく福祉の担い手たち

第3章 民間サービス

第3節 民間医療保険

3 今後の課題

高齢化の進展とともに医療費の増大が予想される中で、将来にわたって、医療サービスを安定的に提供するためには、民間医療保険の開発においても、全体的なコスト意識を持ち、保険医療の濫用や国民医療費の無秩序な膨張につながることを防ぐよう十分な配慮が必要である。例えば、公的医療保険においては、必要な医療サービスの利用を阻害しない範囲で、より効率的にサービスが提供されるよう利用者の一部負担制度が設けられているが、民間医療保険が一部負担金を補てんする場合には、一部負担制度の効果を減殺することがないように商品開発上の工夫が求められる。前述の新しいタイプの保険においても、ア.一定額の自己負担を残す、イ.免責分を設けるといった手当が講じられているが、今後とも、民間医療保険においては、過剰な給付等により国民医療費の膨張等を助長することのないような配慮がなされる必要がある。

第1編

第1部 広がりゆく福祉の担い手たち

第3章 民間サービス

第4節 民間関連サービス

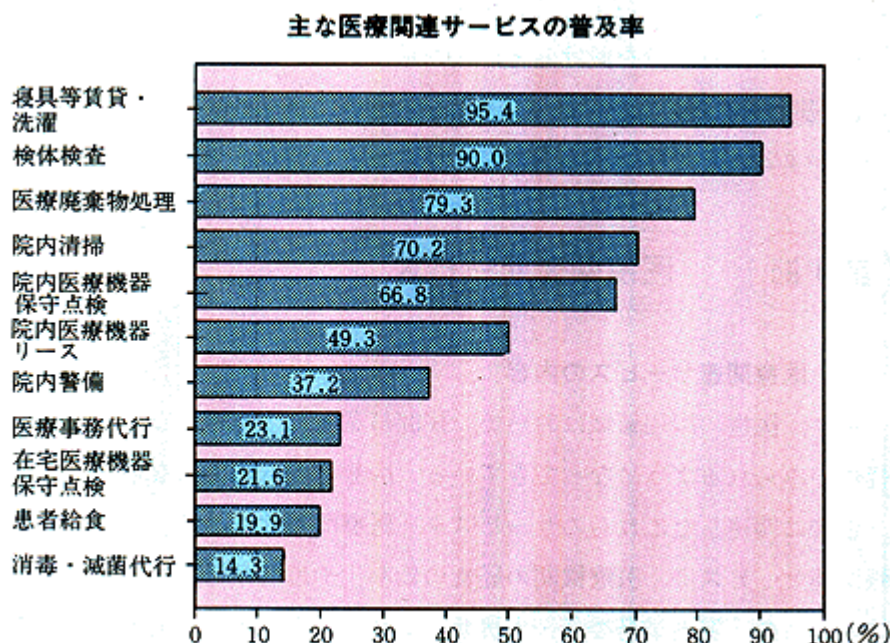
1 医療関連サービスの内容

近年、医療の周辺領域において、民間事業者による様々なサービスの提供がみられるようになってきている。医療そのものではないが、医療と密接に関連したこれらのサービスを「医療関連サービス」という。医療関連サービスは、医療機関の経営の効率化や患者サービスの向上に資するための「院内業務委託・支援サービス」と在宅医療の需要に応えるための「在宅医療支援サービス」とに大きく分けられる。

(1) 院内業務委託・支援サービス

医療機関の行う様々な業務は、必ずしもすべてを医療機関自身が行わなければならないわけではなく、医療以外の業務については外部への委託も可能である。寝具等の賃貸・洗濯や血液検査、尿検査などの検体検査については早くから委託サービスが普及し、現在ではほとんどの医療機関で利用されており、また、院内清掃や医療機器の保守点検の委託なども多く普及している。そのほか、新しい業務として、医療機関の経営に関するコンサルティングを行う医業経営コンサルタントや、パソコン、ニューメディアを活用して医療情報を提供する医療情報サービス等の新しいサービスも活発化しつつある。このように、院内業務委託・支援サービスの種類は拡大しつつあり、様々な業態、規模の事業者が参入してきている。

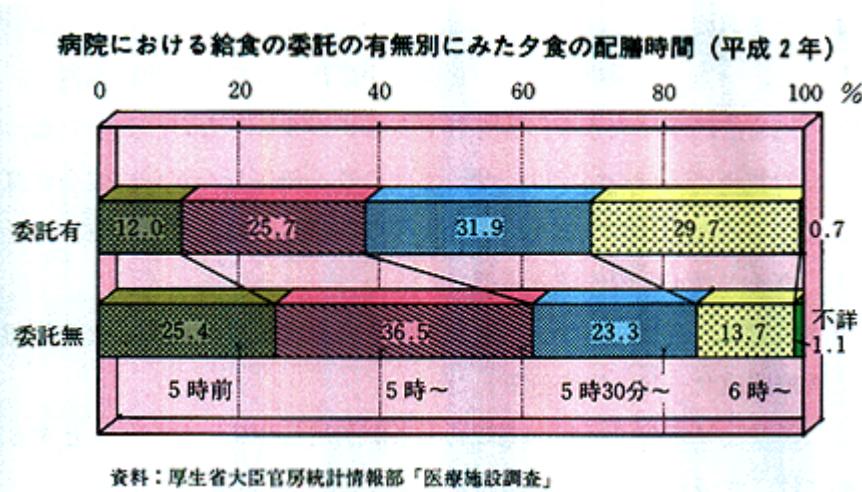
主な医療関連サービスの普及率



(注) 全国の病院1,010施設についての調査結果。
資料：(財)医療関連サービス振興会「医療関連サービスに関する実態調査」(平成3年9月調査)

院内業務委託・支援サービスを活用することによって、新たな専門技術の導入など医療機関の業務の合理化や患者サービスの向上に貢献することが多い。例えば、給食の委託についてみると、委託を行っている場合の方が夕食の配膳開始時間に改善がみられ、患者サービスが向上していることがわかる。

病院における給食の委託の有無別にみた夕食の配膳時間(平成2年)



(2) 在宅医療支援サービス

近年、病気療養のあり方については、可能であれば、在宅で療養を行いつつ、できる範囲で社会活動も続けるという考え方が一般的になってきた。

このような在宅医療に対する需要に応じて、医療技術等の面でこれを支援するサービスが活発化しつつある。在宅医療機器のレンタルやリース、保守点検といった在宅医療支援サービスは、かつては医療機関でしか行えなかった呼吸不全、肺機能障害に対する酸素療法や慢性腎不全に対する透析療法を在宅で実施していく際に大いに役立っている。

第1編

第1部 広がりゆく福祉の担い手たち

第3章 民間サービス

第4節 民間関連サービス

2 医療関連サービスの健全な育成

医療機関の経営の合理化、効率化や患者サービスの向上のために、業務委託・支援サービスが果たす役割は大きい。また、高齢者を中心に、その置かれている社会的環境や家庭環境に配慮し、心身の状況に応じた適切なケアを行うためには、在宅での医療を容易にするサービスの役割がますます重要になる。

しかし、一方で、医療関連サービスの中には、医療と密接に関連し、国民の生命、健康に大きな影響を与えるものが少なくない。このため、これらのサービスについては、サービスの質を確保しながら、健全に育成していくことが必要であり、次のような取組みが行われている。

(1) ガイドラインの作成と指導

厚生省では、医療関連サービスを積極的に育成するため、平成2年10月に医療関連サービス室を設置した。

また、サービスの質を向上させ利用者が利用しやすいサービスとするためには、サービスごとに業務のガイドラインを作成し、これに沿って行政が指導等を行うことが効果的である。このため、これまで、洗濯、検体検査、医療廃棄物処理、医療用機材の消毒・滅菌、患者給食及び在宅酸素療法における酸素供給装置の保守点検業務についてガイドラインが作成されている。

(2) (財)医療関連サービス振興会の設立

医療関係者や学識経験者、医療関連サービスを提供する事業者が、平成2年12月に(財)医療関連サービス振興会を設立し、倫理綱領の策定をはじめサービス評価・認定事業、医療関連サービスに関する各種調査の実施、研修事業、広報活動等を実施している。

(3) サービス基準の明確化

第118回国会に提出された「医療法の一部を改正する法律案」(継続審査中)では、医師等の業務又は患者等の収容に著しい影響を与えるものとして政令で定める業務を医療機関が委託しようとする場合は、省令で定める基準に適合する業者に委託しなければならないこととされている。これは、これまでガイドラインという形で担保されてきた業務の委託を法令による基準という形で担保するものである。

第1編

第1部 広がりゆく福祉の担い手たち

第3章 民間サービス

第5節 健康増進関連サービス

1 健康増進関係サービスの現状

国民の健康に対する関心の高まり等を背景に、いわゆるフィットネス施設等健康増進関連サービスの市場が拡大している。健康増進関連サービスは、比較的新しいサービスの分野であり、十分に概念的な整理がなされているわけではないが、ここでは、フィットネス施設とクアハウス等を取り上げることとしたい。

(1) フィットネス施設

フィットネス施設とは、利用者の健康や体力の保持、向上のため、専任の指導者の下、トレーニングジム等で、有酸素運動や筋力トレーニングの機会を提供する施設である。有酸素運動を継続的に行うと、成人病の危険因子といわれる血圧や血中のコレステロール値、血糖値が改善されるほか、心肺機能が向上し、成人病を予防する効果があることが明らかになっている。我が国で、フィットネス施設が本格的に普及したのは、エアロビクスのブーム以降で、最近のことで、民間の調査によると、昭和61年から平成2年にかけて毎年約200か所の新設があり、この5年間だけで全国の約1,500施設のうち約3分の2がつくられている。施設面では、トレーニングジム、運動フロアやプールが中心であるが、サウナ等の附加施設を設けているところもある。ほとんどのフィットネス施設では会員制を採っており、利用料金については、入会金が5万円未満のところは7割強、月会費は5,000円～10,000円が最も多くなっている。中には、金銭的にゆとりのある層を対象として、快適性や高級感をセールスポイントに、高額の入会金や預託金を徴収する施設もある。利用者については、かつては女性の割合が高かったが、男性の割合が徐々に増え、現在では5割に近づく状況にある。年齢階層で見ると、男性では30代が最も多く、次いで40代、20代、50代の順となっており、女性では、20代が最も多く、年齢が高くなるほど利用者は少なくなっている。

(2) クアハウス等

クアハウスは、温泉を利用した保養施設であり、温泉医学、運動生理学等を踏まえ、気泡湯、寝湯、打たせ湯、歩行湯などの各種浴槽を備え、指導者を配置したものである。中には、プール等を併設している所もある。クアハウスの利用者数は、昭和60年以降急増しており、日本クアハウス協会に加盟している31施設の平成3年における年間利用者は、250万人に達する見込みである。利用料金は、1回1,000円から2,000円程度と広く一般向けに設定されているところがほとんどである。

第1編

第1部 広がりゆく福祉の担い手たち

第3章 民間サービス

第5節 健康増進関連サービス

2 行政の対応と今後の課題

高齢社会において健康な生活を送るためには、一人一人が、健康増進に対し積極的に取り組むことが基本であるが、行政としても、それを支援する観点から、適切な運動機会の提供等のため、優良施設の整備促進や指導者の養成等の環境整備に努めている。

(1) 指導者の養成

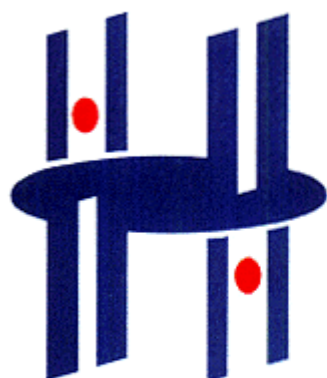
日頃運動習慣のない人が、急に過度の運動をすると事故につながるなど逆効果になる場合がある。健康づくりのための運動を安全かつ効果的に行うには、適切なプログラムと専門的な指導が必要である。このため、(財)健康・体力づくり事業財団において、健康運動指導士(個人の健康状態、体力に応じた運動プログラムの作成及び指導を行う者)と健康運動実践指導者(プログラムに基づき、実地に運動を指導する者)の養成事業が行われている。養成数は、平成3年末で、健康運動指導士が2,369人、健康運動実践指導者が872人となっている。

(2) 健康増進施設の普及

フィットネス施設、クアハウス等の健康増進施設のうち、一定の設備の設置、健康運動指導士の配置、医療機関との連携等の要件を満たしたものについて、厚生大臣が認定する制度を昭和63年に設けたところである。これにより、サービス水準の向上と利用者の適切な選択を支援し、優良な健康増進施設の普及促進に努めている。認定施設には、運動型(健康増進のための運動を安全かつ適切に行うことができる施設)、温泉利用型(健康増進のための温泉利用及び運動を安全かつ適切に行う、ことができる施設)の2種類があり、平成3年末現在、運動型が92施設、温泉利用型が11施設それぞれ認定を受けている。

健康増進施設の認定マーク

健康増進施設の認定マーク



厚生大臣認定
健康増進施設

(運動型)



厚生大臣認定
健康増進施設

(温泉利用型)

また、施設の整備に対し、社会福祉・医療事業団による低利融資を行っているほか、温泉利用型施設については、医師の処方に基づくなどの要件を満たした温泉療養を行うときは、利用料などが税制上の医療費控除の対象となり、利用が促進されている。

(3) 今後の展望

フィットネス施設については、今後一層指導者やプログラムの充実に努め、運動を中心としつつ、栄養やストレスの面を含め、総合的な健康づくりが行える身近な拠点としての発展が望まれる。

また、クアハウス等については、自然条件等の立地特性を活かした保養プログラムの開発、提供を進め、多くの国民が、連続休暇等を利用して定期的に訪れる滞在型の健康づくりの拠点としての役割が期待される。